

児童養護施設の小規模化に関する考察と課題

——大舎制から小規模ケアへ——

橋本 好市¹・明柴 聰史²

¹ 園田学園女子大学 人間教育学部 児童教育学科 准教授

² 園田学園女子大学 人間教育学部 児童教育学科 非常勤講師

1. はじめに

保護者から適切な養育を受けられず、虐待や無責任な養育となり保護される児童を社会的に養育し保護する施設が児童養護施設である。日本の児童養護施設に入所する約5割が何らかの虐待を受けた児童である。

本来、家庭で健やかに育まれるべき児童が、家庭から離れて保護・入所する児童養護施設では、保護者や家庭から受ける愛情の実感や愛着形成の再構築を行うことが求められるため、児童たちが抱えている身体的・心理的問題を回復する治療的養育といった専門的機能を有する必要もある。

あわせて、将来の社会への自立や児童が社会へ出た後、結婚や子育てをすることを考慮し、家庭的（家庭に近い）な規模で、親の代替的役割として支援する者を家庭または親としてモデリングできる環境を準備することも求められる。したがって児童養護施設には、より家庭的な規模で少人数での養育の重要性が指摘されてきている。

歴史をさかのぼると、児童養護が発展した明治時代から家庭という機能の重要性は既に言及されてきた。そして先人たちは、児童を養護する施設において少人数で支援しようと試みてきた。明治期以降、戦争の影響下、多くの戦災孤児への保護救済対策として急速に「孤児院」が建設されてきた。孤児院は、第一義的に保護、収容という大きな目的があり、児童の最低限の衣・食・住の確保が主であった。現在の児童養護施設は、その目的に限らず、児童の健全な育ちや権利をふまえた養護が展開されるに至っている。

保護、収容の時代から、新たな時代のニーズを踏まえ、社会的養護として発展的に展開されてきているが、その養護形態には依然として多くの課題があり、特に児童の養育にとって重要な家庭的な環境における、少人数での養護、すなわち「小規模化」が強く提言されているのである。しかし中には、小規模化という言葉だけが先走り、規模つまり建物を小さくすればそれが家庭的であるという風潮がある点も否めない。実際、家庭養育であっても規模は養育の重要な要素の一つでしかないため、施設の小規模化の検討には児童養護施設の機能を多角的に考えていく必

要がある。小規模化が目指す方向性を確認しておかなければ、単に施設規模を小さくするだけになる恐れがある。近年の児童養護施設は、家庭的な雰囲気の下、当たり前の生活、日常の関わりを大切にするため、養護の形態を小規模化し、児童の養育単位を少人数化しようとする過渡期である。

そこで本研究では、小規模化の意義と課題を整理し、実際に小規模グループケアを実践している児童養護施設の考察を下に、今後児童養護施設に求められる小規模化の機能や役割・方向性について検討していきたい。

2.1 小規模化に至る背景

アメリカ合衆国で1909年、セオドア・ルーズベルト（Theodore Roosevelt）大統領により招集された第1回全児童福祉会議（児童福祉白亜館会議）における宣言により、児童養護において家庭的養護（里親養護《現在は家庭養護》）への方向が示され、脱施設養護へと進んだといわれている。

アメリカでは主として1940年代を中心に社会的養護論が展開され、特にスピッツ（Spitz, R. A.）の論文「ホスピタリズム」の発表等によって、施設等で暮らす児童の情緒的な発達の遅れが指摘され、乳幼児のアタッチメント形成と養育環境に対する関心が高まった。

また、イギリスでは1951年のボウルビー（Bowlby, J.）の「乳幼児の精神衛生」の発表によって、原因を「母親の不在」に求め「母性的養育の剥奪（Maternal Deprivation）」が児童にとって深刻な影響をもたらすとした。日本では、1950（昭和25）年に堀文次（都立石神井学園園長〈児童養護施設〉）が「養護論確立への歩み——ホスピタリズムの解明と対策」を発表し、ホスピタリズム論争が起こった。これを契機として、施設においてはより家庭に近い生活環境と対人関係の提供を検討し、施設の小舎制化やグループホームの実践へとつながった¹⁾。

加えて、日本が1994（平成6）年に批准した『児童の権利に関する条約』の第20条（家庭環境を奪われた子どもの養護）では、第1項に「一時的もしくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の利益にかんがみ、その家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する」とあり、第2項には「自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する」として、第3項に「2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる（以下、略）」と里親委託等家庭養護の優先について規定している。

諸外国の社会的養護の現状も確認しておく、欧米主要国では里親が中心となっており、里親委託率の平均は60～70%と高く、2000年前後の状況ではオーストラリア91.5%、アメリカ76.7%、イタリア62.1%、イギリス60%であり家庭養護が推進されていることがわかる。反面、日本の里親委託率は約10%程度にとどまっているものの、海外における脱施設化（つまり大舎制などの集団養護）が日本にも少なからず影響を与えた。厚生労働省の示す「子ども・子育てビジョン」においても家庭養護である里親委託の推進が急速に進められている。

児童養護施設における「小規模化・地域化」の流れは、全国児童養護施設協議会から「児童養護施設の近未来像 part II」（2003（平成15）年）が刊行されたことを契機に本格化した。個別化や地域化、そして自立支援を含めた施設養護に対する国の制度として早期のものは、施設分園型自活訓練事業（通称：自活訓練ホーム）であり、2000（平成12）年度からは地域小規模児童養護施設が制度化されていた。さらに2004（平成16）年度から小規模グループケアが制度化された。その後乳児院などの施設にもひろがった。このように、ケア単位の小規模化が推進され、施設養護での手厚く、きめ細やかな養育の質を高める支援が探求されている。

また、社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会調査研究部（2006（平成18）年）の報告によると、児童福祉法第25条の虐待発見者の通告義務化は、児童相談所に対する児童虐待と相談を顕在化させ、少子化でありながら要保護児童が著しく増加してきている現象に繋がっている。

それに伴い、社会的養護を担う児童養護施設に入所する児童の中にも虐待を受けた割合の増加、発達障害などの課題を抱える児童の増加が課題となっている。虐待を受けた児童の多くは他者との関係性が作れないといった、いわゆる「愛着障害」（心的外傷等により、情緒行動面に問題）を抱えている。そうした児童の養育は、できる限り安心して安定した生活の営みが送れるような環境の中で個別的な養育を重視し、きめ細やかで手厚い支援を提供していくことが重要である。こうした背景のもと、2004（平成16）年度から児童養護施設において「小規模グループケア」の実施が可能と述べている。

これまでも、施設現場では、ホーム（寮舎）制をとったり、担当制を工夫したり、生活グループを小規模なものにしたり、施設の改築時に小舎制を取り入れたり一部にユニットケアを導入したり、外見は大舎制だが中をユニットの組み合わせにしたりと、各施設の方針を反映した工夫や意図的な環境設定、養護方法論の模索が実践レベルでも行われてきた。また、児童が地域と関係を築きながら生活していけるよう、生活単位の小規模化と地域化をめざしたグループホームの取り組みも、制度化以前からある。

2008（平成20）年に児童福祉法が改正され、小規模な生活環境のなかでの個別ケアと、小集団を生かし安定して落ち着いた養護・養育を推進するための具体的な取り組みが推進された。養育の質は、単に数値ではいえず、また単に形態論ではない。しかし、ノーマライゼーション理念の実現に近づけていくためにも、ケア単位、生活単位の小規模化は必要である²⁾。家庭から保護された児童が暮らす児童養護施設を、家庭的な生活環境に改める取り組みが広がり始めた。一昨年には、児童養護施設の児童にランドセルなどを寄付する、「タイガーマスク運動」で社会的養護に対する社会的関心が高まったことも小規模化の動きを後押しした。

一方、残された既存の施設においてもできる限り家庭的な養護をという流れもある。このような状況の中、これからの児童養護施設は、家庭の代替的役割の枠をこえて、家庭養育で不可能な専門的養育を保障する施設へと転換を図って行く必要性から、職員の配置基準や居住環境を始め施設整備等の最低基準の改善が急がれるところでもある。

2.2 小規模化の視点

2011（平成23）年7月に、厚生労働省 社会保障審議会児童福祉部会社会的養護専門委員会及び児童養護施設等の社会的養護に関する検討委員会で、「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられた。現在、これに沿って施設の小規模化、地域分散化や里親委託の推進などの家庭養護・家庭養護の推進、虐待を受けた児童への専門的ケアの充実他、社会的養護の充実を図る取り組みが実施されている。その中で小規模化とは、社会的養護が必要な児童に対して、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係のもとで育てることができるよう、これまでの大舎制が主流であったケア単位を小さくしていくこと、より地域とつながりがもてるよう機能を地域に分散していこうとするものである。つまり、児童養護施設の小規模化とは、本体施設の定員を少なくし、養育単位を少人数化し小規模グループケアとしていくこと、地域へと分散しグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）を増やしていくことである。

2012（平成24）年3月には、社会的養護の施設種別ごとに施設運営指針が策定され、「家庭的養護と個別化」は、社会的養護の原理の第一番目に挙げられている。小規模化の方向性として、児童の心身の健やかな成長の支援、生きづらさからの回復・克服の支援、配慮された生活の継続性の支援、人生を豊かに育む支援、特定の養育者との個別的な関係構築、生活感と温かみを実感できる環境と考えられている。

したがって、すべての児童は適切な養育環境で、安定した養育者によって、一人ひとりにおける個別の支援を考慮しながら養育されるべきとし、社会的養護を必要とする児童には「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、施設養護ではできる限り家庭的な環境で養育する「家庭的養護」が必要であると考えられる。

表1 小規模化に向けた児童養護施設の将来像

<現在> 施設9割、里親等1割		<想定される将来像> 本体施設・グループホーム・里親等をそれぞれ概ね3分の1に																										
<table border="1"> <tr> <td>本体施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グループホーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭的養護</td> <td></td> </tr> </table>	本体施設		グループホーム		家庭的養護		<table border="1"> <tr> <td>本体施設</td> <td>乳児院 児童養護</td> <td>3,000人程度 11,000人程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>14,000人程度 (37%) ~ (32%)</td> </tr> <tr> <td>グループホーム</td> <td>地域小規模児童養護 小規模ケアのグループホーム型</td> <td>3,200人程度 9,000人程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>12,200人程度 (32%) ~ (28%)</td> </tr> <tr> <td>家庭的養護</td> <td>里親 ファミリーホーム</td> <td>7,100人程度 ~ 12,500人程度 5,000人程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)</td> </tr> <tr> <td>グループホーム 家庭的養護</td> <td>児童数合計</td> <td>38,300人 ~ 43,700人 (人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)</td> </tr> </table>	本体施設	乳児院 児童養護	3,000人程度 11,000人程度		計	14,000人程度 (37%) ~ (32%)	グループホーム	地域小規模児童養護 小規模ケアのグループホーム型	3,200人程度 9,000人程度		計	12,200人程度 (32%) ~ (28%)	家庭的養護	里親 ファミリーホーム	7,100人程度 ~ 12,500人程度 5,000人程度		計	12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)	グループホーム 家庭的養護	児童数合計	38,300人 ~ 43,700人 (人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)
	本体施設																											
	グループホーム																											
	家庭的養護																											
本体施設	乳児院 児童養護	3,000人程度 11,000人程度																										
	計	14,000人程度 (37%) ~ (32%)																										
グループホーム	地域小規模児童養護 小規模ケアのグループホーム型	3,200人程度 9,000人程度																										
	計	12,200人程度 (32%) ~ (28%)																										
家庭的養護	里親 ファミリーホーム	7,100人程度 ~ 12,500人程度 5,000人程度																										
	計	12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)																										
グループホーム 家庭的養護	児童数合計	38,300人 ~ 43,700人 (人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)																										

(人数は一定の条件での試算)

出典：第66回全国児童養護施設長研究協議会 厚生労働省「行政説明」資料 平成24年9月 p.32

第 66 回全国児童養護施設長研究協議会厚生労働省「行政説明」資料によると、現在施設養護が 9 割、里親やファミリーホームが 1 割の現状に対し、厚生労働省では今後 10 数年の間に概ね 3 分の 1 が本体施設（全て小規模グループケア）、3 分の 1 がグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）、3 分の 1 が里親やファミリーホームを目標としている（表 1）。

2.3 小規模化の意義

明治期に児童養護の先人たちは、宗教思想のもと家庭の機能を発揮しようとして施設を創設したが、その根底にある思想からも、社会的養護は家庭機能を中心として組み立てられるべきだということを示唆されている。

入所児童は、家庭で育っていた時期にも家族から得られるべき育ちを支える発達支援は、あまりなかったという場合がほとんどである。反面、虐待や貧困、生活習慣の乱れなど不適切・不十分な環境の影響やマイナス要因を身に付けていることが多い。

日本の代替的養育は、里親の登録家庭数が少ないため、多くは児童養護施設に入所することになる。現在では、先に述べたように児童養護施設をできる限り家庭に近づけるために、建物は大舎制から小舎制、そしてグループホームになりつつあるものの、児童養護施設における生活の質を高めるのは人的環境と物的環境である。物的環境が家庭に近づきつつある今、人的環境としての保育者の養護の質を、家庭養育に近づけていく必要がある。

特に家庭機能を発揮することは、家庭からマイナスの影響を受けて成長してきた児童の成長を補うこと、育ち直しが求められている。そこでの関わりを通じて、児童養護施設で暮らす児童が、落ち着きを取り戻し、それまでの体験が整理でき、人を信じることができるようになる。心身の健やかな成長、自己肯定感の回復、特定の養育者との関係構築が行われるようになり、その結果、児童は自立してから、自分らしい豊かな人格と人間関係を築くことができるのである。

しかし、保育者が自分自身の個人的な思いを起点とした家庭像しかもたない場合、児童に伝えるべき家庭の姿は恣意的なものとなる。また、施設を短期利用（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）し、児童が一定期間施設で暮らす際にも、施設で家庭機能を発揮し補完できれば、家庭では一般にどのような暮らし方をしているのかを知ることができ、児童自身の生活する力が育てられる。施設における生活を通じて、復帰した家庭の中でも、児童が自律して生活する力を身につけることができるのである。たとえ、親が十分に家庭機能を果たせなくても、児童がある程度の生活習慣を身につけ、家庭らしい暮らしのあり方を知っていれば、家庭に帰ってからも自身の生活をそれなりに営むことができる。児童が生活習慣を身に付けていること、家庭運営に必要な能力、たとえば家事の方法を身に付けて、ある程度の自己管理ができるようになっていくこと、それは親にとっても、家庭保全の一翼を担う力となっていく。そのためにも社会的養護は、家庭機能を中心に組み立てられる必要がある。

こうした小規模化の流れの中、本論では大舎制と小規模グループケアを実践している児童養護

施設を比較し考察と課題を見出していく。

3.1 児童養護施設の実際

実際に児童養護施設で大舎制と小規模グループケアを同時に実践している施設について考察していく。

(1) 大舎制での養育

児童養護施設での養護は、その形態や生活の在りようなどが独自性をもっていることが多い。そのため施設によって、児童の生活の内容などについても多種多様に営まれている。施設ごとの定員による規模は様々であり、施設の形態としては第66回全国児童養護施設長研究協議会 厚生労働省「行政説明」資料によると平成20年3月には児童養護施設の約70%が大舎制であったが、平成24年3月現在、児童養護施設の約50%となり大舎制が少なくなってきた。

また、同じ大舎制であっても、その生活グループは男女別縦割り制であったり、男女別横割り制であったり、幼児だけのグループであったり、きょうだいは一定の年齢まで男女同室だったり、完全個室制であったりというように、生活グループの分け方も施設によって異なっている。こうしたグループ編成については、施設が持っている建物の構造などの設備上の理由や養護に対する考え方に左右され、施設ごとの特性によって大きく異なっている。

大舎制とは、一舎あたりおおむね20人以上の児童が生活している大きな建物で、複数の保育者が児童全体をケアしている体制をとっている。児童全体で、生活空間や設備を共有し、一定の生活日課に基づいて生活している。生活空間には、児童の居室や学習室、浴室や食堂を共有している。大きな建物に児童が生活しているため、少ない保育者で児童を支援しやすいことが特徴である。日常生活を送る上で大きな集団を基準とした養護を行うことが多い。ただし、大舎の中でも最近では児童をできるだけ小グループごとに分けて生活するスタイルが増えてきている。

メリットとして、複数の保育者で児童を支援するため多角的な支援を行うことができる。保育者の人材育成の観点からは小規模施設よりも複数の保育者をモデルにすることができ、支援方針を多人数の保育者で検討することができる。児童同士の相互作用により、育ち合い、支え合い、学び合うことができる。

デメリットとして、集団が大きいいため、一人ひとりに合わせた生活リズムが築きにくく、個別的なニーズに対応することが困難である。保育者間の連携は、人数が多いため、価値観を合わせ共通理解や意識統一が比較的困難である。

続いて、大舎制で生活する児童へ小規模グループケア《男児のみで構成》をどのように思っているかを児童の作文から拾い上げてみたい。決して大舎制を批判や非難していることは感じ取れないが、多様な経験や落ち着いた生活という観点から小規模グループケアに憧れを抱いていることが窺える。

《小学5年生女兒》

私は、女子の D もほしいです。理由は、私はあんまり家に帰ったことがないからふつうの家はどんなんか経験してみたいからです。D でご飯を作ったり、洗濯物を洗ったりたたんだりして、色々なお手伝いをしたりして、家事のことを学んだりしていきたいです。

A のいい所はみんながいるからみんなで遊べるし、D は人が少ないからさみしいこともあると思います。A は楽しいです。いっぱい友達がいるし、先生も私がいけないことをしたら怒ってくれる…。そんな私は今幸せだと思います。

《小学6年生男児》

僕も D みたいなところで生活したいです。理由は2つあります。1つ目は、部屋の人数が少ないからです。A では、部屋の人数が多いから物がなくなりやすいからです。でも D みたいに部屋の人数が少ないと物がなくなりにくいと思うからです。2つ目は、D は家のようにゆっくり過ごせると思うからです。たとえば、ご飯を作ったり、お皿を洗ったり、自分で生活を考えることが A よりも多いと思うからです。D は静かで、ゆったりしているので家みたいです。A は他の人の声がうるさいし、掃除をさぼる人がいるけど、D は家族みたいに思えるから。だから僕は、A より D みたいな方が生活しやすいと思います。

(※注 児童の作文において大舎制を A、小規模グループケアを D とする。)

(2) 小規模グループケアでの養育

本項では、小規模グループケアでの養育についてみていくこととする。

児童養護施設における小規模グループケアの実施は2009（平成21）年度448か所であったものを、2014（平成26）年に800か所に増加させていく数値目標を提示している。厚生労働省の定める小規模グループケアの実施要項は①～④の通りである。

- ①目的としては児童養護施設において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備することにより、児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進することと掲げている。
- ②対象となる子どもは小規模なグループによるケアが必要な児童とする。
- ③人数は小規模なグループによるケア単位の定員は、施設の種別に応じ、原則として次のとおりである。児童養護施設では、6人以上8人以下と定められている。
- ④設備等として、小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。

この要項を見る限り、具体的な部分である定員や設備等、目的や対象児童に関しては広く含みをもたせる形で説明されている。

支援する保育者は、専任の職員として1名及び管理宿直等職員1名を加配することができるとなっている。しかしそれだけでは、支援には限界が生じるため、本体施設から他の保育者と連携してケアを行うことが説明されており、必要な条件である。少人数の児童と保育者が日常生活を送るスタイルをとっているため、生活経験や柔軟な生活日課を送ることができやすい。

従来の大舎制施設と同一の敷地内にユニットされていることも多く、そのことによって、困難対応事例や児童の問題行動が起きた場合、本体施設から助けてもらうことができるため、専任保育者の負担も軽減される。

ここでも小規模グループケアで実際に生活している児童（大舎制で生活していた児童が、引越しという形を取ったためどちらの形態でも生活したことがある）の感じ方について作文から見ると、

《小学6年生男児》

僕はDで生活してみてとても楽しいです。なんでとても楽しいのか、先生がいつもそばにいて必要のものを聞いてすぐに準備してくれるし、勉強をゆっくりできるのでとても楽しいです。ケンカも少なくなりました。一番楽しいのは友達と一緒に遊ぶことです。友達と何をして遊ぶのかというとトランプとか将棋をしたりします。Dに引越してから、変わったことは色々なことがいっぱいできたりするのでいい経験になったなと思います。Dで住んだ時に先生がDの部屋で僕たちと一緒に寝るのが一番びっくりしたし、うれしかったです。

《小学5年生男児》

僕は、Dで生活してみて、一番楽しかったことは、友達とトランプやゲームとか鬼ごっこをしたことです。Dに引越してみて良かったことはDの皆と仲が深くなったことです。みんなと触れ合ってどんどん家族のような空間になってきました。

友達とトランプをしながら寝ました。ある時、Aにいる友達が「Dで生活したい」と言っている時、僕は何と言っているかわからず、無表情でした。これからもDでお出かけしたり、みんなであのしく生活したいです。

（※注 児童の作文において大舎制をA、小規模グループケアをDとする。）

児童の感想や思いを見ると小規模グループケアでの生活は、養育者との距離、落ち着いた環境、対人関係の面で安心して生活している。

また、保育者へ大舎制での生活と小規模グループケアでの生活についてインタビューすると、児童の変化としては、

- ①児童が地域の友人を連れてくるようになった。
- ②学習への集中力が安定した。

③他児とのトラブルが減った。ということが挙げられた。地域の友人を連れてくるようになった点が特徴的であり、個別化された中で自分自身のパーソナルな空間があるからだと言える。

保育者自身の変化としては、

- ①児童を注意することが減り、一人ひとりとゆっくり話をする時間が持てる。
- ②学習でのつまずきに気づき、支援しやすい。
- ③小規模グループケアで食事を作ることで、食材や料理・調理、手伝いに興味を持つ児童が増えた。というもので、こちらプラスの変化が見られ有効的であることがわかる。他にも小規模化することによって、食卓も小さくなり、食事時間に一日の出来事を話すことがとても多くなったことで、児童とのコミュニケーションの量がとても増えた。そのことは、児童と保育者の関係の質も良いものとした。日々のふれ合いの質こそ、生活だけでなく情緒の質を左右するもっとも基本的な要素であると言える。このように小規模グループケアや養育単位が小人数であることで、児童一人ひとりの思いに寄り添い、ゆったりときめ細かくかかわることができる。

以上、社会的養護の理念でもある「児童の最善の利益」という考え方に沿った家庭的養護に近づけるための小規模化の意義を大舎制と小規模グループケアの実践の考察を通して明らかにしてきた。施設形態による比較を表にしたものを見ると、より養育単位が小さい方が児童にとっても保育者にとっても効果的であることが明らかである（表2）。

一日の生活を見ていくと大舎制で生活する小学生児童と小規模グループケアで生活する児童の日課は異なっている。生活日課を表3とした。表から分かるように小規模グループケアでは、入浴時間の細かな規制や学習時間の制限、就寝時間の細かな制限が幅広い。なぜなら、人数が少ない

表2 施設形態ごとの特性

施設形態	管理面	柔軟性	プライバシー	職員との関係	地域との関係
大舎制	◎	×	×	×	×
小規模	△	○	○	○	×
地域小規模	△	◎	◎	◎	◎

小規模：小規模グループケアの略、地域小規模：地域小規模児童養護施設の略

◎（非常に良い）、○（良い）、△（どちらともいえない）、×（悪い）

出典 徳岡博巳編著 2012「社会的養護」あいり出版 p.185 より抜粋し、筆者加筆

表3 小規模グループケアと大舎制の生活日課

時間	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
形態	小規模	身起 支床・ 度	朝食	登校	学校						帰園	夕食	学習、入浴、自由時間					就寝
	大舎制	身起 支床・ 度	朝食	登校	学校						帰園	学習	夕食 入浴	自由時間		就寝		

（筆者作成）

いため、大舎制の様に他の児童や全体の日課に縛られ過ぎず、そこで生活する児童の状況に合わせて、日課を組み立てればいいのである。学習は、大舎制でしている場合と違い、保育者一人が一度にたくさんの児童を支援するのではなく、二～三人を支援した方が個々のつまずきや学習課題が見え、学習の習慣も定着することができる。

特徴的な日課の違いは、食事である。小規模グループケアでは、自分たちで食事の準備を行い、みんながそろって団欒しながら食べることがほとんどである。時には、食事に1時間以上かけて、その日の出来事などを話ししながら、コミュニケーションを深めている。大舎制では行いにくかった関わりである。というのも、大舎制では、調理を担当する職員が作って、配膳していたので調理する機会を見ることも少なく、調理前の食材を見る機会も少ない。小規模グループケアでは、準備から片づけまで保育者と協力しながら行うことができる。家庭で当たり前のことが、大舎制ではなかなか難しく、小規模化することで、家庭でいう当たり前の生活に近づくのである。

(3) 保育者の役割

大舎制での保育者の役割は、先行研究で論じられてきたように児童を集団として声掛けし、動かすことが多く、管理しやすい側面がある。そして、複数の保育者との連携が難しく、バーンアウトなども問題となってきた。

しかし、小規模グループケアでは、大舎制の児童養護施設よりも児童との物理的距離がより身近になるため、関係性が深くなる。そのためより豊かな人間性と深い専門性が求められる。小規模化の実践報告会などへ行くと、大舎制での習慣がなかなか抜けず、生活空間は小規模になったのに、やっていることは従来そのまま、というような反省を保育者から聞くことがある。このようなことから、施設で従事する保育者には施設の小規模化に対応した社会的養護の理念の習得が求められるのである。一人ひとりの入所背景に応じた支援を行う、特定の保育者との個別の関係性を気づくことが求められる。

大宮勇雄（2006）によると、ある1人の子どもの、その保育園での生活の質を決定するもっとも根本的な要素は、保育者と子どもとの間に存在する関係の性質である³⁾と述べている。児童養護施設での支援も同じように児童の生活の質を高める要素として担当保育者との関係の性質は、必要不可欠である。では、具体的にどのような専門性が必要なのであろうか。

社会福祉施設にかかわるソーシャルワーカーの条件として、アメリカのゴールドン・ハミルトンやシャーロット・トールは、3つの条件をあげている。それは、3つのHといわれ、Heart（温かい心）、Head（冷たい頭）、Hand（優れた技能）として表現した。さらに、1987（昭和62）年の社会福祉士及び介護福祉士法制定後、この新しい資格に対応できる条件として、岡本民夫は、この3つのHに、2つのH、Human relationship（人間関係）とHealth（健康）を加えて5Hとし、社会福祉施設にかかわるソーシャルワーカーに要求される条件とした。児童養護施設の保育者の専門性について、多くの議論があるが広義に福祉を解釈して、伊達悦子、辰己隆（2012）

は、児童の最善の利益に基づいた「権利擁護」の新しい理念に対応できる条件として、**Human rights** (人権) を **5H** に付加し、全部で **6H** と考えた。

①Heart (温かい心)

社会福祉施設にかかわる保育士やソーシャルワーカーの前提条件であって、温かく、かつ思いやりの心をもって利用児・者にかかわっていく必要がある。つまり、利用児・者の立場や心の痛みが理解できない人が、社会福祉施設職員であったなら、間接的な一般業務はできるが、心の治療を要する利用児・者と直接対応をするとき、信頼関係が築けずさまざまな問題が生じるであろう。ゆえに、温かい心というのは保育士やソーシャルワーカーの基本的な重要条件である。

②Head (冷たい頭)

社会福祉は温かい心さえあれば誰にでもできるかという、それは必要条件であって十分条件ではない。被虐待児童の生々しい傷口を目の前にして、早くなんとかしなければと奮い立つが、あえて落ち着き、粘りのケースワークによって虐待者と被虐待児童との関係調整が必要とされる場合が多々ある。また、一般的に社会福祉は科学に裏打ちされた援助、支援であり実践科学でなければならぬといわれている。そのためには、時には冷静な目で利用児・者を客観的に理解し、認識する能力ももたねばならない。

一方で温かい心も必要であるが、他方では利用児・者の状態やニーズを冷静かつ客観視する能力 (**Head**) も備えなければならない。

③Hand (優れた技能)

ソーシャルワーカーにとって、利用児・者に対して具体的に援助、支援を実行できる手腕もっていることが重要である。

特に、社会福祉施設においては、援助・支援技術を知識として理解できても、それが具体的に応用、実行できるものでなくてはならない。すなわち、援助技術を頭の中で理解できても、実践できなければ意味がないのである。

確かに、養成校で学んだこと、そして保育士やソーシャルワーカーになってからさまざまな研修会で学んだことを知的に理解して「会得」することはできる。しかし、保育士やソーシャルワーカーなら、それを具体的に応用し、実行できるように十分に「体得」することが極めて重要な条件であろう。

④Human relationship (人間関係)

社会福祉施設にかかわる保育士やソーシャルワーカーにとって **Human relationship** (人間関係) は2つ考えられる。1つは、利用児・者との関係、もう1つは、ソーシャルワーカー同志の関係である。ここでは、だれにでも好かれる八方美人の保育士やソーシャルワーカーを求めている。人間関係をうまくとれるコツを備えている人を指している。もちろん、利用児・者との関係がうまくとれなければ専門職として失格であるが、それ以上にむずかしいのが、実は保育士やソーシャルワーカー同志の人間関係である。社会福祉士施設は、専門職員集団での業務を通して、利用児・者に一貫した援助、支援を行うため、多様な人間関係をつくらねばならない。利用児・

者への不利益を回避するためにも他職種専門職集団間でうまく人間関係がとれるコツを備えている保育士やソーシャルワーカーが求められる。

⑤Health（健康）

心身の Health（健康）は、社会福祉施設の保育士やソーシャルワーカーに限らず、あらゆる職場において必要とされる。とりわけ、社会福祉施設では、それぞれ個別の利用児・者への対応のため、決まった手順や思った通りの結果は出てこない。それゆえ、精神的ストレスも過大になり、燃えつき現象（Burnout）を生じ、スーパービジョンを受ける必要が多くなる。

保育士やソーシャルワーカーにとって、身体的健康はもちろん大切であるが、精神的健康を保持できる自己管理能力を備えることも重要な条件となろう。

⑥Human rights（人権）

21世紀になり、社会福祉施設、とりわけ児童福祉施設の保育士、児童指導員にもっとも備えてほしい条件にあげられるのが Human rights（人権）意識と感覚である。先述した児童の最善の利益をもとにした新しい理念としての「権利擁護」を軸とし、社会福祉施設利用児・者の日常生活を援助・支援する保育士、児童指導員がこれから求められる人材である。研鑽方法として、権利擁護に関する研修会などで研鑽する手段もあるが、保育士やソーシャルワーカーとしての Human rights（人権）感覚について、常に鋭く意識することが何よりも大切である⁴⁾。

最後に、近年の社会的養護が目指すキーワードは小規模化であり、児童が本来育つ家庭の環境を補う児童養護施設は家庭的養護を目標としているため、Home（家庭）を加え、7つの H で保育者に求められる条件としたい。

⑦Home（家庭的な支援）

児童養護に携わる保育者が、自分自身の人間性を磨き、できる限り家庭的な感覚を持ち、小規模化した施設で家族として保育者と児童、児童と児童が一人ひとりを尊重した関係性を持って育つことができるよう支援していかなければならない。小規模化していくと児童も少なくなるが、保育者も少なくなる。そこで保育者は、小規模化で疑似家庭として円満にパートナーシップを持って、児童の支援にあたる必要がある。児童とのコミュニケーションと同じように、保育者間の対話やコミュニケーションも忘れてはいけない。児童には、何か見返りを求めず、保育者が成長をじっくりと見守り、日々の生活を連続的に安心感で包み込む無償の愛が求められる。育ち直しとしての健全な心身の発達保証や自立に向けた学びも提供する必要がある。そして、地域に開かれた子育ての拠点になっていくことも求められる。

3.2 児童養護施設、小規模化の課題と将来像

従前の大舎制と比べて小規模グループケアには児童にとっての意義が多くあることが分かった。しかし、課題も存在し、その課題を克服してこそ小規模化のよりよい実現となる。

(1) 小規模化の課題

小規模化のメリットを三点に整理してみた。まず、生活単位を小さくすることで、特定の保育者が児童を養育することが可能となる。それは、特定の保育者と安定した人間関係を築くことにつながり、愛着関係がとれる。将来、他人との人間関係を築くうえで、乳幼児期に特定の保育者との信頼関係を築くことは重要であるといわれている。しかしながら、従前の生活単位の大舎制の施設では、複数の保育者が交替勤務で児童に援助を行うため、特定の保育者と継続的で、一貫した関係を築くことは難しくなりやすい。小規模化した施設では、特定の保育者が、家庭的環境で児童と生活をともにし、一貫した支援を行うことで、児童は安心感をもち、そのような生活を通して、人は信頼できるということを学ぶことができる。

二点目として、家庭的な環境で生活することにより、一般的な生活体験を積むことができる。生活単位の大きな施設では、ある程度効率性を考慮し、集団としての動きが多くなることが多い。たとえば、大人数の食事を調理場で作るため、日常的に児童が保育者と食材を買い調理することは難しくなる。保育者と児童が外出する場合は事前に計画していなければ実施しにくく、少人数での買い物や外食の機会が制限されてしまう。小規模施設であれば少人数で行動しやすいため、買い物をしてお金を支払う、食材を買って料理をする、金融機関や行政窓口へ行くといった生活体験を日常的に経験することができる。

三点目として、児童のニーズに合わせた対応がしやすくなる。生活単位の大きな大舎制では、管理的な側面が強くなりがちである。児童が個人の茶碗やはしを所有すると非効率的であるため、全員同じものを使っている場合が多く見受けられる。自己領域の確保が難しいと言われていた。また、食事や入浴できる時間が決まっていることが多く、個々の児童の都合に合わせることは難しくなる。保育者は多くの児童を一度に対応しなくてはならないため、個々の児童の思いに寄り添い話をじっくり聴く時間がとれるとは限らない。小規模施設であれば、家庭的な環境で、個々の児童の状況を理解し、ニーズにこたえることが支援しやすくなる⁵⁾。

このような利点には、安定した保育者との関係がある一方、職員が生活全般の支援、調理や家事の力、対外関係、地域対応、親や家族との対応、心理的ケア、自立支援、事務金銭管理など多様な役割をこなすため職員の勤務時間が増加する傾向にある。保育者一人の勤務時間が長いということは、主幹的職員をモデリングする機会が少なくスーパーバイズを受ける機会も少なくなりやすい。即ち、経験年数の浅い保育者や新任の育成が難しい。

また、グループ内の出来事やトラブルが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的な関わりになる危険性があるため、他グループ保育者との情報交換や支援の見立てを共有できる方策が求められる。さらに、人間関係が濃密となり、児童とゆっくり深くかかわることができ、やりがいや専門性を発揮できる反面、心身の疲労も多くなる。小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の場合、他の保育者からアドバイスが受けにくく、一人で抱え込んでしまうことが多い傾向にある。特に地域小規模児童養護施設のように、本体施設から離れている場合は、さらに孤独感が高くなることもある。入所児童のうち、被虐待児や発達障害のある児童など関係性の持ちにく

い児童が多くなっている現状では、単なるサポートでは間に合わないことも多い⁶⁾。地域小規模児童養護施設には、その機能を補完・支援する基幹の本体施設が求められる。このほか、経営的な視点で職員確保や財政支援の見通しが明確でないことも小規模化の課題として挙げられる。

これら課題への対応としては、保育者体制の手厚い本体施設でスーパーバイズし支援するなど児童養護施設の持つ機能の連携を活かした運営が必要である。その機能もさらに、多様な専門性を兼ね備えなければならない。本体施設による総合的な支援体制づくりが小規模化の前提となる。しかし、いくつかの課題を考えても、児童へのより良い支援、児童の成長や発達、将来、社会へ自立することを考えると施設養護の小規模化は必要不可欠なのではないだろうか。

(2) 小規模化の将来像

児童養護施設における小規模化への取り組みは、まだ始まったばかりである。小規模グループケアだけでなく、今後は、本体施設を全て小規模グループケアへと移行し、子育ての機能を地域へ分散することも目指し、地域小規模児童養護施設を展開することも考えていく必要がある（表4）。生活グループを小規模化する方向性ととも、重篤な虐待を経験してきた児童や自分の実家庭との関係が希薄化している児童などには、親密な人間関係のなかで、適切な刺激のもと一般家庭の地域生活にできる限り近い生活を提供する「地域化」を推進することが大切である。

2000（平成12）年に制度化された地域小規模児童養護施設では、小規模で家庭的なホーム（戸建て住宅等）の生活が地域のなかで営まれ、一般家庭と同様に、新聞が郵便受けに配達され、町内会の回覧板が回ってくる、表札が地域の一般家庭にとけ込むものになっている、地域の児童会活動に参加する、近隣の人に気軽に挨拶するなど、その一つ一つは小さなことのようにみえるが、施設という同一敷地内で複数の児童と生活していた児童にとっては非常に大きな意味をもつ変化である。こうしたホームでの生活によって児童が友人の家を歩き来ることが増え、地域との関係が綿密かつ有機的なものとなり、児童にとって本来の意味で生活の場所としての「うち」に近い場・環境と雰囲気を感じられるようになる。このように児童養護施設を小規模化するということは、施設運営指針で社会的養護の原理として掲げられた「家庭的養護と個別化」を行うもので、「あたりまえの生活」を保障するものである。今まで、当たり前が当たり前でなかった児童が社会的養護の対象となっているため、本来の環境を再体験・追体験できるよう「育ちの環境」をキーワードに小規模化の将来像を考える必要がある。

育ちの環境としての小規模化は、先述してきた施設形態を小規模グループケアにすることだけでなく、地域支援等の機能を兼ね備えた地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアを増やしていくことも要素となる。地域支援等の機能とは、親子関係の再構築などの家庭環境の調整、地域における児童の養育と保護者への支援、自立支援、施設退所後の相談支援などの機能である。ゆえに、里親やファミリーホームへの支援できる体制を確保し目指していくこととなる。

あわせて児童養護施設は、第三者評価・自己評価の義務化を受け、自らの支援を見直すこと、外部への養育機能の説明責任、体系的な研修などを通じて、自発性や向上心、柔軟性、新たな施

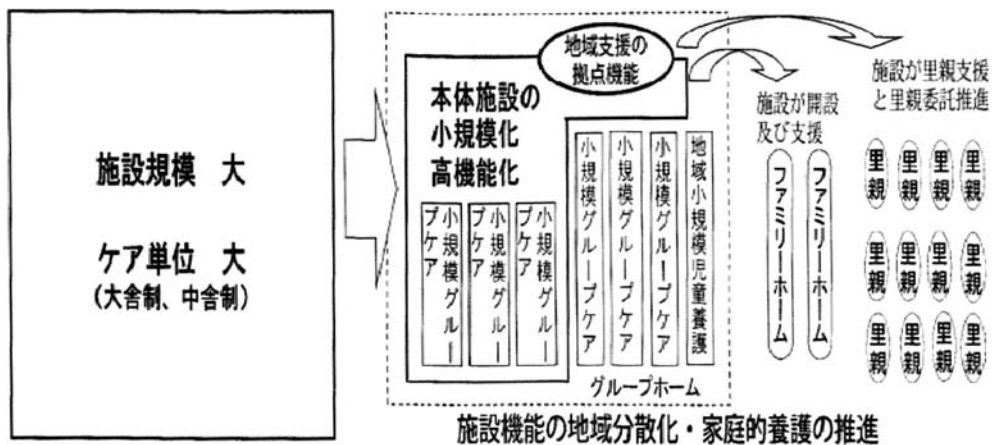
策への学びと・地域の社会資源との連携・より良い支援方法をつくり出そうとする創造性を保育者一人ひとりが自覚し、目指していかなければならない。

児童養護施設は児童が家庭から離れて暮らすことのみならず、人格形成や基本的生活習慣を身につける大切な時期を過ごすところである。保育者の児童へのかかわり方や理解の仕方が、生活を大きく左右することは支援する保育者が共通認識すべき点である。

また、児童は未来の担い手であり、保育者は、専門職として児童を支援していることを忘れてはいけない。そのためには保育者の専門性を発揮した実践が必要である。児童の心の傷を癒し、将来に希望をもっていけるような支援をしていくことが大切である。社会的養護を必要とする児童が心身ともに守られ、安心感を得、心身の回復・発達をとげること。安定感を得、生活に根ざした支援を提供されながら、児童が家族との暮らしや自立の姿を描いていけること。その実現のためには、どの程度の規模のどのような生活環境や、地域の中でどのような関係性や力量の保育者によって、どのように支援されるかが常に問われていくのである。

小規模化した施設を担当する保育者は、児童にとって家庭における親の存在のように「自分を守ってくれる存在」として、それゆえもっとも「頼れる存在」として、困ったときだけではなく、できればいつでも身を（心）委ねられる存在であることが求められるだろう⁷⁾。先ほど来より述べているように児童の問題は容易ではない。したがって人間関係をとることも容易ではない。保育者としては、児童一人ひとりと丁寧に向き合い、個々の児童の持つ良い部分や悪い部分を見据えながら、児童の存在そのものを無条件に受容していく。それが家庭という無償の愛に近付ける専門職保育者としての配慮である。そして児童の日々の具体的な期待や要求、変化など敏感に感じ取りながら、それに誠意をもって応えていこうとする姿勢や、これまでの育ちの中で我慢してきた個々の思いを最大限に満たしていこうとする姿勢も必要となる。そうした日々の営みの中から、児童が安心感や愛着を形成し、信頼感に包まれた人間関係が築かれていく。児童、保

表 4 大舎制の児童養護施設の目指すべき将来像の一例



出典：児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ概要「社会的養護の課題と将来像（概要）」平成 23 年 7 月 p.3

育者ともに、充実感と満足感にみちた日々を過ごすことができる生活づくりのための小規模化について、さらに検討を重ねていかなければならない。

4. おわりに

児童養護施設における小規模化及び家庭的養護の推進は、単に設備面や施設形態の充実を図るためだけのものではないということが明らかとなった。本論文では、発達面・情緒面だけではなく、社会性の獲得・自立への促進という観点から児童の最善の利益を図るため、児童養護の形態の一つとして小規模グループケアに焦点をあてた。小規模化が強く提唱されているが、これは単に形態論ではない。なぜなら、児童養護の先人たちの支援のもと、大舎制においても、現在に至るまで、たくさんの素晴らしい施設生活経験者を世に送り出している。『施設で育った子どもたちの語り』編集委員会（2012）の中でも、施設での生活を振り返る児童の言葉に「建物が小さかったから」や「少人数であるが故に今の私があるのだ」というような言葉は見当たらない。もちろん小規模化との比較をするためには、大舎制と両方の生活を経験していないと比較することはできない。児童にとっては、小規模化という形態が自分の生い立ちに大きな影響を与えたとは感じていないのである。

しかし今後、複雑な家庭環境の中から社会的養護を必要とする児童に対して、よりきめ細やかで、一般的で家庭的な支援を行っていくためには、養育単位が小規模化され、よりよい生活を経験し成長していくこと、さらに家庭との再統合も視野に入れて、展開していくための生活集団は、小規模でなおかつ個別的で特定の保育者から継続的な関わりが持てるようにしなければならない。

家庭でいう当たり前の生活が、施設養護の中ではないがしろにされていた傾向がある。児童養護施設は児童の普段の暮らしが幸せに送ること、社会自立に向けた支援が目標とされる。時に家庭の代替的機能であって、時に専門的保育者集団で構成され、虐待などのトラウマからの回復や治療的養育を必要としている。児童養護の要保護児童への取り組みは、戦災孤児対策としてはじめられた保護、収容の時代から、家庭崩壊や養育力の問題で家庭では子育てが困難な児童への養育支援に変化してきている。施設養護は、衣食住を確保し、共に生活する集団養護から愛着形成の促進や虐待から生じるトラウマに対する治療的養育のための家庭的養護へと移行し積み重ねていかなければならなくなっている。そのためには、少人数の養育単位で小規模な建物でより家庭に近い形態が必要となってくる。

施設で支援する保育者の役割は、本来家庭で育まれる時代の経験を追体験・再体験できるように、育ち直しのための環境を整えることである。それが児童の発達にとって不可欠な要素であり、穏やかな暮らし、自分の過去・現在・未来を編纂し、創造を可能にする環境を用意することなのである。小規模化は、児童が本来の自分を取り戻すための大切な社会的養育システムのひとつである。本来児童は、絶えず探究心旺盛で未来への活気に満ち溢れている。児童養護施設は今

後その再生を役割としている。児童一人ひとりが、大事にされる空間として、癒され、自らと向き合うための空間として施設があり続けることが児童の発達と権利を尊重することに繋がるのである。

今後も児童養護施設での養育を研究し、施設をできる限り家庭に近付ける取り組み、小規模化とそこで育つ児童の姿を考察し、社会的に認識される施設づくり、地域に開かれ必要とされる施設づくりを目指していくことを推進したい。

引用文献・参考文献

- 1) 新 保育士養成講座編纂委員会 2011「新 保育士養成講座 第5巻 社会的養護」全国社会福祉協議会 pp.85-86.
- 2) 新 保育士養成講座編纂委員会 2011 前掲書 全国社会福祉協議会 pp.188-189.
- 3) 大宮勇雄 2006「保育の質を高める 21世紀の保育観・保育条件・専門性」ひとなる書房 pp.171-172.
- 4) 伊達悦子、辰巳隆編著 2012「保育士を目指す人の社会的養護」みらい pp.173-176.
- 5) 徳岡博巳編著 2012「社会的養護」あいり出版 pp.33-34.
- 6) 徳岡博巳編著 2012 前掲書 あいり出版 p.184.
- 7) 浅井春夫監修 中山正雄編著 2004「児童養護の原理と実践的活用」保育出版社 p.37.

〔はしもと こういち ソーシャル・ワーク〕
〔あけしば さとし 社会的養護〕